

せいかつほご 生活保護のしおり

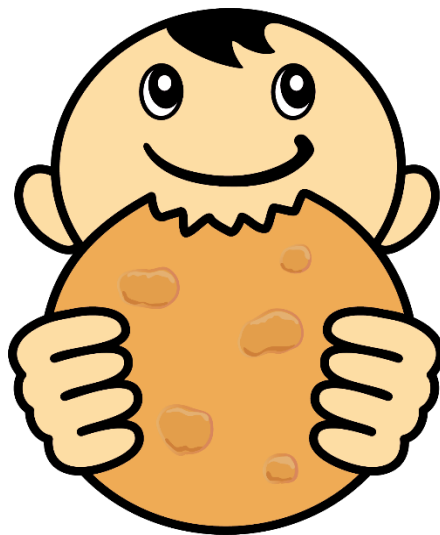
生活保護の申請は「国民の権利」です。

どなたにも生活保護を必要とする可能性がありますので、
ためらわずにご相談ください。

このしおりは、生活保護の内容をまとめたものです。

細かい点については、福祉事務所の地区担当員（ケースワーカー）

におたずねください。



草加せんべいマスコット パリポリくん

そうかしふくしじむしょ
草加市福祉事務所

令和7年（2025年）8月改訂

【もくじ】

1. 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 生活保護の手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 生活保護の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
4. 生活保護が開始されたら・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
5. 保護費の受け取り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
6. 保護開始後すぐに行うこと・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
7. 生活保護 受 給 中 に受けられる支援・・・・・・・・ P 13
8. あなたの権利【保証されていること】・・・・・・・・ P 14
9. あなたの義務【必ず守ること】・・・・・・・・・・ P 15
10. 届出（申告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
11. 保護費の返還と費用の 徴 収・・・・・・・・・・ P 20
12. 病気になったとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22
13. 「受 給 証」について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
14. 医療機関の受診について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25
15. 介護サービスが必要なとき・・・・・・・・・・ P 27
16. 地区担当員（ケースワーカー）とは・・・・・・・・ P 28

せいかつほご 1. 生活保護とは

びょうき こうれい はたら せいかつ い じ こんなん
病気や高齢のため働くことができなくなったとき、働き手を失い生活維持が困難に
なつたときなど、けんぽうだい じょう きてい りねん こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんと
なつたときなど、憲法第25条に規定する理念「すべて国民は健康で文化的な最低限度の
せいかつ いとな けんり ゆう もと せいかつほごほう じっし
生活を営む権利を有する」に基づき、生活保護法により実施されるものです。
くに せいかつ こんきゅう こくみん たい こんきゅう ていど おう せいかつ ほしょう
国が生活に困窮しているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、生活の保障を
するとともに、にち はや じぶん じしん ちから せいかつ じりつ てだす
するとともに、1日も早く自分たち自身の力で生活（自立）できるよう手助けをすること
もくてき せいど
を目的とした制度です。

せいかつほご じりつ 【生活保護における自立とは】

せいかつほご せいど じりつ おお わ じりつ
生活保護制度の自立とは、大きく3つに分けられます。3つの自立から、ひとりひとりの
じじょう あ じりつ む しえん おこな
事情に合った自立に向けた支援を行います。
けいざいてきじりつ しゅうろうとう じしん しゅうにゅう せいかつ おく
・経済的自立・・・就労等、自身の収入で生活を送れるようになること。
にちじょうせいかつじりつ しんしん かいふく かぞくかんけい かいぜん つと せいかつ あんてい じぶん
・日常生活自立・・・心身の回復や家族関係の改善に努め、日常生活を安定させ、自分
けんこう かけい かんり
で健康や家計を管理できるようになること。
しゃかいてきじりつ ちいき かいふく い じ ちいきしゃかい いちいん せいかつ
・社会的自立・・・地域とのつながりを回復、維持し、地域社会の一員として生活を
おく
送れるようになること。

2. 生活保護の手続の流れ

生活保護の申請

生活保護の受給を希望する場合には、本人や3親等以内の親族（曾祖父母、ひ孫、叔父、叔母等）、その他同居の親族からの生活保護の申請が必要です。（急迫している場合を除く）

申請するときは、原則、申請書に必要事項を記入し、福祉事務所に提出してください。病気などで申請の手続に来られないときは、福祉事務所に連絡してください。なお、マイナンバー制度の施行に伴い、生活保護の適正な決定を行うため、生活保護の申請書にはマイナンバーを記載してください。

- （１）相談：お住まいの自治体の福祉事務所に相談します。
- （２）申請：生活保護の申請意思がある場合は申請書を提出します。
- （３）調査：福祉事務所が生活状況や収入・資産状況等を調査します。
- （４）決定：調査の結果、生活保護受給の可否をお知らせします。

※申請した日から14日以内・資産調査に時間がかかった場合は30日以内。

※生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります。

ほご ようけん 保護の要件

せいかつほご りよう つぎ ようけん かつよう
生活保護を利用するには、次のような要件があります。活用できるものがあるときは、
かつよう
活用してください。

(1) のうりよく かつよう 能力の活用

ねんれい けんこうじょうししょう はたら かた のうりよく おう はたら
年齢や健康上支障なく働ける方は、その能力に応じて働いてください。

(2) しさん かつよう 資産の活用

ふどうさん よちよきん せいめいほけん とち かおく じどうしゃ げんどうきつきじてんしゃ
不動産、預貯金、生命保険、土地・家屋、自動車（オートバイおよび原動機付自転車も
ふく こうか ききんぞく ばいきゃく かつよう しさん ばあい しさん ばいきゃく
含む）、高価な貴金属など売却して活用できる資産がある場合、その資産を売却して
せいかつひ あ ひつよう
生活費に充てる必要があります。

とうがいしさん なか いってい じょうけん もと ほゆう みと ばあい
しかし、当該資産の中でも、一定の条件の下に保有を認められる場合もありますので、
そうだん ふどうさん しょう かつ ふどうさん たんぽ かしつけせいと
相談してください。不動産を所有している方は、不動産を担保とした貸付制度（リバース
りよう ゆうせん ばあい
モーゲージ）の利用が優先となる場合があります。

◆ しさん せいきゅうけん しりよく かつよう ばあい と あつか 資産や請求権などの資力があるものの、すぐに活用できない場合の取り扱い

よちよきん せいめいほけん とち かおく こうつうじこ ほしょうきん てあて ねんきん じゅきゅうけん いさん
預貯金・生命保険・土地家屋、交通事故の補償金・手当や年金の受給権・遺産など
しりよく かつよう きゅうはく じじょう え
の資力があるものの、すぐには活用することができず、窮迫した事情などやむを得ない
りゆう ばあい せいかつほご かいし けいぞく
理由がある場合には、いったん生活保護を開始（継続）します。

しりよく げんきんか かつよう じょうたい しきゅう
ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまで支給
ほご ひ へんかん ひつよう
した保護費をさかのぼって返還する必要があります。

へんかん きんがく いりようひ かいごひ さいだい わり ふく
※返還する金額は医療費・介護費のそれぞれ最大10割を含みます。

ぼうりよくだんいん
(3) 暴力団員について

ちょうさ けっか せいかつほごしんせい じゅきゅうちゅう ぼうりよくだんかんけいしゃ はんめい ばあい せいかつほごしんせい
調査の結果、生活保護申請・受給中に暴力団関係者と判明した場合、生活保護申請
きゃっか ぶんしよしどう じっし げんせい たいしよ
を却下、文書指導の実施など厳正に対処いたします。

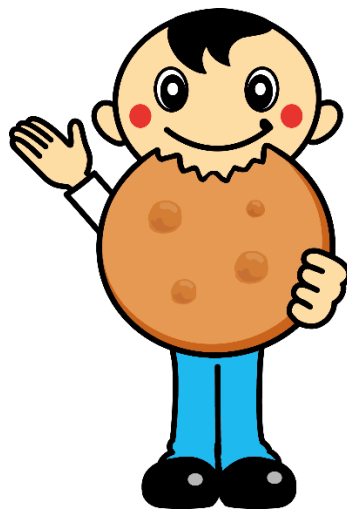
た せいど かつよう
(4) 他の制度の活用

せいかつほごほういがい せいど ねんきん こようほけん しょうびょうてあてきん かつよう
生活保護法以外の制度（年金や雇用保険、傷病手当金など）で活用できるものがあると
かつよう
きは、活用してください。

ふようぎむしゃ
(5) 扶養義務者について

おや こ きょうだいしまい みんぽうじょう ふよう ぎ む かた えんじょ う
親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができ
ばあい う
る場合は受けてください。

しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこな えんじょかのう しんぞく
なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいること
せいかつほご りよう
によって、生活保護の利用ができないということにはなりません。



草加せんべいマスコット パリポリくん

◆扶養照会について

ふようぎむしゃ しょうかい ふようぎむしゃ けいざいてき しえん きたい かた たい おこな
扶養義務者への照会は、扶養義務者で経済的な支援が期待できる方に対して行
います。

ふようしゃ けいざいてき しえん きたい かた ふよう もと あき じりつ
扶養者で経済的な支援が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の
さまた かた たい きほんてき ふくしじむしょ しょうかい おこな
妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会はいませんので、
もう で
申し出てください。

ふようぎむしゃ けいざいてき しえん きたい かた れい
＜扶養義務者で経済的な支援が期待できない方の例＞

せいかつほご う かた ふくしせつにゆうしょちゅう かた ちょうきにゆういんちゅう かた
●生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期入院中の方

おおむ さいいじょう こうねんしゃ みせいねんしゃ せんぎょうしゅふ しゅふとう ひかどうしゃ かた
●概ね70歳以上の高年者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方

とくべつ じじょう あき ふよう かんが かた
●特別な事情があって明らかに扶養ができないと考えられる方

こうりゅう だんぜつ かた たと ねんていとおんしんふつう
●交流が断絶している方（例えば10年程度音信不通など）

ふよう もと あき じりつ さまた かた れい
＜扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例＞

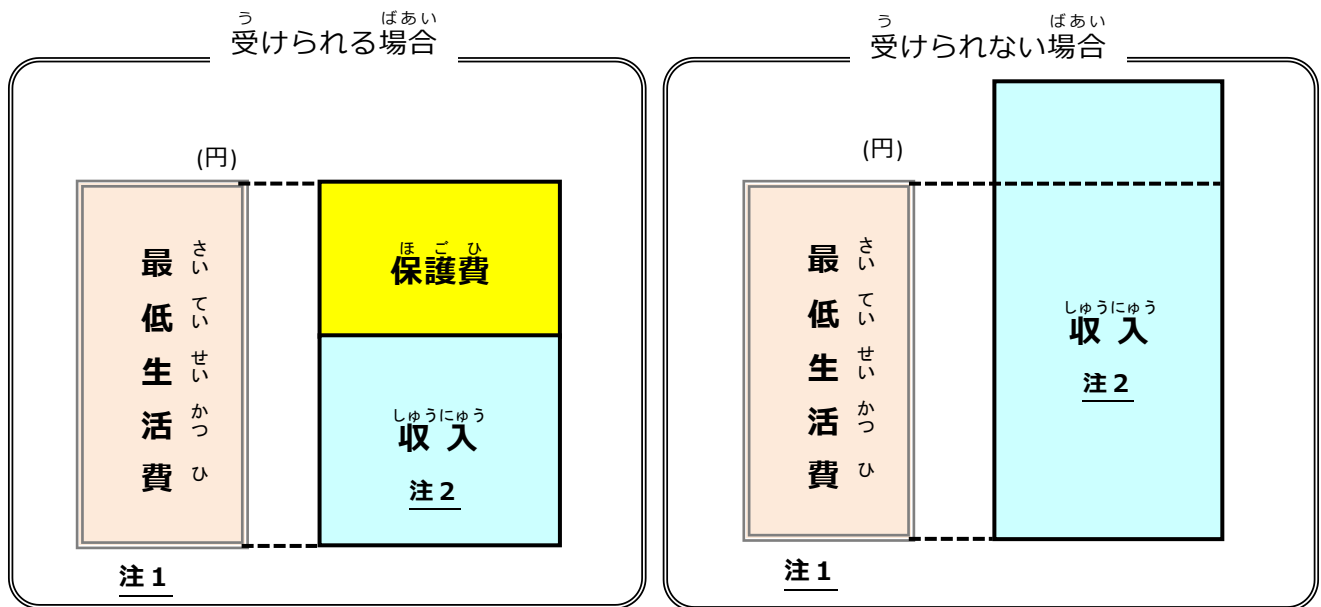
かていないほうりよく う に あいて
●家庭内暴力を受けて逃げている相手

か こ ぎゃくたい う あいて
●過去に虐待を受けたことがある相手

れいじ いがい じじょう かた もう で
※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。

3. 生活保護の決定

保護は世帯ごとに行います。世帯の状況により定められた最低生活費（注1）とその世帯の収入（注2）を比較し、不足分が保護費として支給されます。



注1)「最低生活費」とは、その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などを
もとに生活費、住宅費、教育費、医療費などそれぞれの世帯に必要なとされる額で、
厚生労働省の定める基準に従い、福祉事務所が決定します。

注2)「収入」＝ 全ての収入－（必要経費＋勤労控除）

- * 全ての収入：給与・年金・手当などのほか、親・子・兄弟などからのお金・物品などの
仕送り・援助や資産を売却して得た収入など、その世帯に入った全て
- * 必要経費：社会保険料、所得税、交通費など
- * 勤労控除：働きによる収入があるときに、その収入の額に応じて収入から差引
かれる金額（収入が多くなれば、控除の額が多くなる）

◆ 補足

- * 働きによる収入があるときは、その全部が収入認定されるわけではないので、
働いた努力は無駄になりません。
- * 高校生のアルバイト収入も申告が必要です。その際、就学等の目的に活用する
場合は収入として認定しない取り扱い（認定除外）となることもあるので、アルバイ
トを始める前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。（具体例：修学
旅行、学習塾費、自動車運転免許取得、1人暮らし、大学進学等）
- * 収入が最低生活費を超えた場合、介護サービス費用や医療費の一部を自身で
介護事業所や病院へ支払わなければならないことがあります。（本人支払額）
詳しくは地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

4. 生活保護が開始されたら

生活保護の種類

生活保護には次の8つの扶助があり、世帯の生活に対して必要に応じて行われます。

生活保護の種類	内 容
生活扶助	食 物、衣類、光熱水費などの日常生活の費用、ひとり親世帯や 高等学校等修了前のお子さんがある世帯や重度の障 がいのある 方、介護保険料の普通徴収がある方など特別な事情がある方には、 加算があります。（母子加算、児童養育加算、妊産婦加算、 障害者加算、介護保険料加算、介護施設入所者加算など）加算の認定 には一定の条 件があります。詳しくは地区担当員（ケースワーカー） にお尋ねください。
住宅扶助	家賃、更新料、家賃保証料、補修その他、住宅を維持するための 費用
教育扶助	義務教育にともない必要な教科書代や給食代などの費用、クラブ 活動にかかる費用
介護扶助	介護保険によるサービスが必要な場合の費用（現金が支給されるので はなく、直接サービス提供機関へ支払います。）
医療扶助	医者にかかる時の診察費などの費用（現金が支給されるのではなく、 直接診療を受けた医療機関へ支払います。）

しゅっさんふじょ 出 産 扶 助	しゅっさん ひよう 出 産 のための費用
せいぎょうふじょ 生 業 扶 助	せいぎょう せいかつ いとな しごと ひつよう ひよう ・ 生 業（生活を営むための仕事）に必要な費用 せいぎょう つ ひつよう ぎのう しゅうとく ひよう ・ 生 業に就くために必要な技能を修得するための費用 しゅうしょく ひつよう ようふくとう ひよう ・ 就 職のために必要な洋服等の費用 こうとうがっこう しゅうがくひよう ・ 高等学校等の就学費用
そうさいふじょ 葬 祭 扶 助	かそうとう ひよう しんぞく しえん う ばあい 火葬等のための費用（親族の支援が受けられない場合）

しんがく しゅうしょくじゅんびきゅうふきん

進学・就職準備給付金

せいかつほごじゅきゅうせたい こ だいがく せんもんがっこう しんがく さい
生活保護受給世帯の子どもが大学や専門学校等へ進学した際や、安定した職業に就職

し、自立する際に、新生活立ち上げのための費用として支給されます。

しゅうろうじりつきゅうふきん

就労自立給付金

あんてい しょくぎょう つ せいかつほご ひつよう ばあい しきゅう
安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった場合に支給で

きることがあります。

※ 条 件 がありますので、地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。



《 注 意 》

* けいやくこうしんりょう こ かつどう ひよう りんじ ひつよう ばあい
＊ 契 約 更 新 料 や お子さんのクラブ活動にかかる費用などが臨時で必要となった場合は、

かなら じぜん しんせい おこな しきゅう みつもりしょ りょうしゅうしょ しよるい
必 ず 事 前 に 申 請 を 行 っ て く だ さ い。 また、支給には 見 積 書 や 領 収 書 などの書類が

ひつよう ようけん きんがく しょうけん さだ ちくたんとういん
必要 となったり、要件や金額の上 限 が定められていたりするので、地区担当員（ケー

スワーカー）に相談してください。

5. 保護費の受け取り方

保護費の定例支給（毎月）

(1) 受け取り方

保護費は毎月5日に、原則口座への振込み（時間は金融機関による）

世帯の状況によっては福祉事務所の窓口での支給（午前9：30～）

ただし、①5日が土曜日・日曜日 ⇒ 直前の金曜日に支給

②5日が祝日 ⇒ 直前の祝日・土曜日・日曜日でない日に支給

(2) 持参するもの（窓口支給の場合）

●世帯主の印鑑（朱肉を用いて押印するもの） 注）スタンプ印は使用不可

●受給証（保護開始時や年度始めに配布します。）

⇒ 代理人が受け取りに来所する場合、次のものも併せてお持ちください。

①委任状

②代理人の運転免許証など本人確認ができる書類

※定例支給日以降は、速やかに受け取りに来るよう心掛けてください。

保護費の追加支給

家族の人数、収入などが変わった時や、臨時で必要となった支給要件を満たす支出

（賃貸住宅の契約更新料、紙おむつ代、通学定期代、通院交通費など）が発生した

場合で、定例支給日に支給が間に合わなかったときは、保護費を追加支給します。

このときは、定例支給日とは別に通知にて支給日（追加支給日）をお知らせしますので、

世帯主の印鑑と受給証を持参し、追加支給日以降の午前9：00から午後2：00まで

に福祉事務所に来てください。

6. 保護開始後すぐに行うこと

(1) 国民健康保険に加入している人

国民健康保険被保険者証は使用できなくなります。

被保険者証を国民健康保険担当課へ返してください。

(2) 国民年金をかけている人

国民年金手帳を国民年金担当課へ持参してください。

保護開始後の年金保険料免除の申請が必要です。

(3) 住民税、固定資産税がかかる人

市民税担当課、固定資産税担当課でそれぞれ確認をしてください。

保護開始後の住民税・固定資産税について免除の申請が必要です。

(4) 自立支援医療（精神・更生・育成）を利用している人

自立支援医療受給者証を担当課へ持参してください。

自己負担上限額変更の申請が必要です。

(5) 上下水道を利用している人

水道料金等の基本料金の額を2分の1に減額することができます。

減額申請書の提出が必要なため、印鑑を持参し、福祉事務所に来てください。

(6) テレビ（受信機）を家に設置している人

NHKと契約をしている人は放送受信料の免除申請ができます。

放送受信料免除申請用紙の提出が必要なため、印鑑を持参し、福祉事務所に来てください。

(7) 特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の返済がある人

貸付を受けた都道府県の社会福祉協議会に返済免除の申請ができます。

* その他、保護開始後に減免の手続きができるもの

● 保育園保育料

● 粗大ごみ処理手数料

● 法テラスの弁護士相談にかかる費用

* 保護が開始されると、届出をしなくても免除になるもの

● し尿処理手数料

7. 生活保護受給中に受けられる支援

就労支援（就労準備支援）

地区担当員（ケースワーカー）や就労支援員、ハローワーク職員と一緒にお仕事探しを手伝います。また、履歴書の書き方、面接のポイントに関するアドバイスも行います。

すぐに求職活動を行うことが難しい方には、日常生活の見直しから職場でのコミュニケーションまでひとりひとりの悩みに沿って支援します。

学習支援

小学生、中学生及び高校生を対象にした無料参加の学習支援があります。小学生は月1回の家庭訪問、中学生には週2回の学習教室、高校生には週1回の学習教室を実施し、学校の勉強の復習や進学支援等を行います。（基本的に放課後の開催）

なお、学習教室に通うための交通費は別途支給されます。

※学習教室には参加定員があるため、待機が生じる場合があります。

健康管理支援

糖尿病など生活習慣病予防のため、健康診断の案内や生活習慣、食生活の改善指導を保健師と地区担当員（ケースワーカー）で支援します。

*これらの支援を受ける場合、福祉事務所と支援機関であなたの情報を共有します。

8. あなたの権利【保証されていること】

.....

(1) 正当な理由なく、既に決定された保護が取消し又は無効になることはありません。

（生活保護法（※以下、法第56条）

(2) 保護金品については、税金を課される、差し押さえられることはありません。

（法第57条・法第58条）

(3) 福祉事務所の行った決定などに疑問がある時は説明を求めてください。

保護の決定実施に係る処分について、説明を受けてもなお納得ができないときは、

決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して

審査請求を行うことができます。（ただし、外国籍の方にはこの権利はありません。）

知事は審査のうえ裁決します。この裁決に不服があるときは厚生労働大臣に対して

再審査請求をすることができます。

.....

9. あなたの義務【必ず守ること】

（１）常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、生活の維持・向上に努めなければなりません。（法第60条）

（２）適正な保護を行う為に必要な場合には、被保護者であるあなたやその世帯員に対して指導または指示することがありますので守ってください。従ってもらえないときには指示文書を交付する場合があります。また、その指示文書の記載内容が行われな

いときには、生活保護が停止又は廃止される場合があります。（法第62条）

（３）17ページに記載のあるような収入を得たときや、18ページに記載のあるような資産の状況に変化があったとき、19ページに記載のあるような世帯状況の変化があるときには、事前もしくは速やかに連絡・相談・届出をしてください。

届出をしなかったり、事実と異なる虚偽の届出をして不正に保護を受けた時は、生活保護法の規定や、刑法の規定により処罰されることがあります。（法第61条、法第85条、刑法第246条）

せいかつじょう ちゅういてん
◆ 生活上の注意点

* はたら ことができる方は、その能力や状況に応じて、働いて収入を得る努力を
してください。

びょうき はたら むすか かた い し し じ したが ちりょう せんねん
病気で働くことが難しい方は、医師の指示に従って治療に専念してください。

くあい わる はたら もうして つういん す
具合が悪く働けないと申出ているのに、通院をしないで過ごすことのないようにしてく
ださい。

* げんざいちりょうちゅう びょうき かた じぶん たいちょう せいかつしゅうかん ていきてき みなお けんこう
現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な
せいかつ い じ つと さいいじょう かた ほけん
生活を維持できるように努めてください。(40歳以上の方は保健センターにハガキで
もうしこ おこな かいむりょう けんこうしんだん う じゅしん じ き れいねん がつ
申込みを行うと年1回無料で健康診断を受けられます。受診できる時期は例年6月か
ら12月中旬です。申込みハガキは生活支援課窓口に置いてあります。)

* じゅうたくひ こうねつすいひ きゅうしょくひ きょうざいだいとう しきゅうもくてき つか たいのう
住宅費や光熱水費、給食費、教材代等はそれぞれの支給目的のために使い、滞納
しきゅうもくてきがい しょう ばあい へんかん ちと
しないでください。支給目的以外で使用をした場合、返還を求めることがあります。

* しゅうにゅう ししゅつとう せいけい じょうきょう み ししゅつ せつやく はか にゅういん さい じっぴ
収入・支出等の生計の状況をよく見て、支出の節約を図り、入院の際の実費の
しはら かでんせいひん こしょう じ かいが そな とき まいつきすこ
支払い、家電製品の故障時の買替えに備えるなど、いざという時のために毎月少しずつ
しゅうにゅう てもと のこ かけい かんが す
収入が手元に残るように家計のやりくりを考えて過ごしてください。

10. 届出 (申告)

しゅうにゅうしんこく 収 入 申 告

◆あなたや一緒に生活保護を受けているご家族の毎月の収入について

しゅうにゅう え しゅうにゅう そうげん すみ しんこく ひつよう
収 入 を得たり、収 入 が増減したときは、速やかに申告が必要です。

しゅうにゅう ばあい さいてい ねん かい しごと さが じょうきょう ひと まいつき
なお、収 入 がない場合でも最低1年に1回、仕事を探している状 況 の人は毎月

ていきてき しゅうにゅうしんこくしよ ていしゅつ ひつよう
定期的に 収 入 申告書の提 出 が必要です。

しゅうにゅうしんこくしよようし せいかつし えん か うけつけ こ え
※ 収 入 申告書用紙は生活支援課にあります。受付にお声がけください。

しゅうにゅう れい < 収 入 の例 >

きゅうよ りんじしやうよ いちじきん
● 給与、臨時給与 (ボーナス)、一時金

ねんきん かくしゅてあて こようほけん
● 年金や各種手当、雇用保険

しおく よういくひ そうぞくざいさん
● 仕送り、養育費、相続財産

ふどうさん くるま どう しさん ばいきやくしゅうにゅう
● 不動産、車、バイク等の資産の売 却 収 入

た りんじしゅうにゅう
● その他臨時 収 入

にゅういんきゅうふきん せいめいほけんどう かいやくへんれいきん いしゃりよう ほしやうきん かばらいきん
(入院給付金、生命保険等の解約返戻金、慰謝料、補償金、過払金、インターネット

うりあげきん たから どう はいとうきんとう
オークションの売上金、宝 くじ等の配当金等)

しやくにゅうきん しゅうにゅう ちじん しんぞく しやつきん
* 借 入 金 も 収 入 となります。(知人・親族からの借 金、カードローン、キャッシング
等)

げんきん どうよう しょう しょうひんけん でんし
* 現金と同様に使用できる商 品 券、電子マネー、ポイント等も収入となります。

しょうひん こうにゅう さい つ のぞ
ただし、商 品 を 購 入 した際に付くポイントは除く。

しさんしんこく
資産申告

◆あなたやご家族の資産状況について

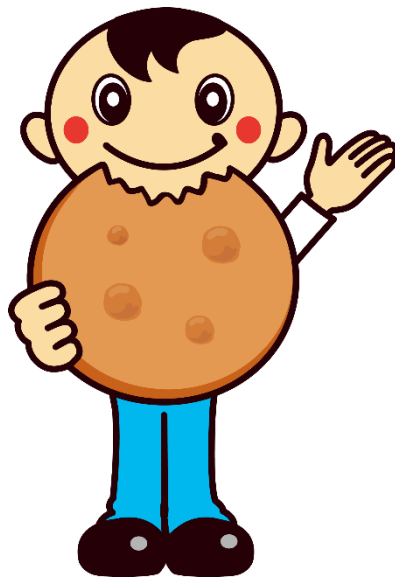
しさん う む たしやう さいていねん かい しんこく ひつよう
資産の有無や多少にかかわらず、最低年に1回の申告が必要です。

あら こうざ かいせつ せいめいほけん かにゆう しさん よちよきん せいめいほけん じどうしゃ
新たに口座を開設した、生命保険に加入した、資産（預貯金・生命保険・自動車・

とち か おく ききんぞく ゆうかしやうけんとう かいやく しょぶん ばいきやく しさん じやうきやう
土地家屋・貴金属・有価証券等）を解約・処分・売却するなどして、資産の状況に

へんか ばあい すみ しんこく
変化があった場合は、速やかに申告してください。

しさんしんこくしやうし せいかつしえんか うけつけ こえ
※資産申告書用紙は生活支援課にあります。受付にお声がけください。



草加せんべいマスコット パリポリくん

へんこうとどけ 変更届

◆あなたやご家族の世帯状況が変わる（変わった）とき

世帯状況に変化があるときは、内容の大小に関わらず、速やかに地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。必要に応じて生活保護変更申請書の提出が必要です。

＜世帯状況の変化の例＞

- 仕事を始める、辞める、勤務条件が変わるとき。
- 新たに病院にかかる、受診しなくなるとき。
- 入院、退院することがわかったとき。
- 住所や家賃が変わるとき。（転居については必ず事前にご相談ください）
- 出生、死亡、妊娠、転入、転出等により世帯人数が変わるとき。
- 入学、休学、退学、卒業するとき。
- 交通事故や災害、就労中にケガをしたとき。
- 出国（海外渡航）、帰国するとき。
- 帰省等で長期間留守にするとき。
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳や障害者年金受給資格を新たに取得、喪失、更新、等級の変更をするとき。
- 健康保険（社会保険）に加入、喪失、内容変更したとき。
- 自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得、喪失、更新したとき。
- 生活保護から自立する見通しがついたとき。

・・・など

1 1. 保護費の返還と費用の徴収

保護費の返還

生活上の変化や収入の増加により、既に支給した保護費が結果として多く支給していたと明らかになったときは、多く支給していた分を返してもらったり、次の月以降に支給される予定の保護費を減額したりします。収入額によっては一時的に保護費が支給されなくなる月もあります。

(例1) 交通事故にあり、損害賠償を受けた場合

(例2) さかのぼって年金を受給した場合

(例3) 生命保険の保険金の支払いを受けた場合や解約した場合

(例4) 遺産を相続した場合

※ その他、臨時的収入が入り、すぐに収入申告を行った場合は、返還から控除できる金額がある場合もあります。

急迫した事情などのため、資力があるにもかかわらず生活保護を利用した場合には、その受けた保護費（10割負担の医療扶助費及び介護扶助費等を含む）をさかのぼって返していただくこととなります。（法第63条）

ひよう ちょうしゅう 費用の徴収

しゅうにゅう とど で おこた きょぎ とど で ふせい ほご う
収入の届け出を怠ったり、虚偽の届け出をして不正に保護を受けたときは、それま
う ほご ひよう ちょうしゅう ちょうしゅう がく ぶん
でに受けた保護の費用を徴収されるほか、その徴収する額に100分の40を
じょう え がくい か きんせん ちょうしゅう ばあい
乗じて得た額以下の金銭を徴収される場合があります。

あくしつ はんだん ばあい せいかつほごほう きてい けいじこくそ おこな うえ けいほう
また、悪質と判断された場合は、生活保護法の規定や、刑事告訴を行った上で刑法の
きてい しょばつ ほうだい じょう けいほうだい じょう
規定により、処罰されることがあります。（法第85条、刑法第246条）

（例） しゅうろう かいし しゅうにゅう え かか しゅうにゅうしんこく おこな ばあい
就労を開始し、収入を得ていたにも関わらず収入申告を行わなかった場合

※ しんこく う き そこうじょ う
申告していれば受けられた基礎控除が、受けられなくなります。

※ 20ページ（例1）から（例4）に関しても、きんせんとう うけと ご いとてき しんこく
金銭等を受取り後、意図的に申告を
おこな ばあい どうよう じりつ む みと こうじょ みと
行わなかった場合は、同様に自立に向けて認められる控除が認められなくなりま
す。

ふくしじむしょ ちょうさ ◆福祉事務所の調査

かぞく ていしゆつ しゅうにゅうしんこくしよ ないよう かぜいだいちよう きさい しゅうにゅうがく
あなたやご家族が提出した収入申告書の内容と課税台帳に記載された収入額
いっち まいとしちょうさ いっち ばあい ふせいじゆきゅう
が一致しているか、毎年調査をしています。一致しなかった場合には、不正受給と
ほうだい じょう
みなされることがあります。（法第78条）

12. 病気になったとき

(1) 福祉事務所に医療券または調剤券を取りに来てください。医療券・調剤券の発行には窓口にて「傷病届」の申請が必要です。

* 高齢や障がい病気などを理由に受取りに来ることができない場合は、直接地区担当員（ケースワーカー）まで相談してください。

(2) 医療券・調剤券を指定医療機関に提出して、受診してください。

* 社会保険証（会社の保険）、自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証がある場合は、医療券・調剤券と一緒に指定医療機関に提出してください。

* 生活保護決定後も適用可能な医療費助成制度については、直接地区担当員（ケースワーカー）に確認してください。

* 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の服用に努めてください。

(注) 指定医療機関とは、医療券・調剤券で受診可能な病院・診療所・薬局のことです。



※ 今後、マイナンバーカードの提示で指定医療機関を受診できるようになります。

マイナンバーカードをまだ申請していない方は、申請手続きをしてください。

※ これまでどおり受診前には福祉事務所へ「傷病届」で申請する必要があります。



《 注 意 》

① 医療券は1か月ごとに必要です。

月が変わって受診する場合は、再度、医療券の交付を受けてから受診してください。

なお、翌月分の医療券は、当月の25日以降に交付を受けてください。

② 治療の終了時や中断時は、速やかに地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

③ 入院から外来へ、または外来から入院へ変わったときは、すみやかに地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

④ 事故や第三者行為（喧嘩や傷害など）のときは、原則医療券での対応はできません。

⑤ 万が一、非指定医療機関に通院した場合、医療費や薬代が自己負担となることがあります。やむを得ず受診した場合は、必ず地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

13. 「^{じゅきゅうしょう}受給証」について

^{じゅきゅうしょう}「受給証」は^{けんこうほけんしゃしょう}健康保険者証ではありません。あくまで、^{きんきゅうじしょう}緊急時に使用するものであり、それ以外での使用はできません。

^{きゅうびょう}急病、^{やかん}夜間、^{どようび}土曜日、^{にちようび}日曜日、^{しゅくじつ}祝日など、^{いりょうけん}医療券を受け取りに来られない場合は、^{じゅきゅうしょう}「受給証」を^{していりょうきかん}指定医療機関の^{まどぐち}窓口に^{ていじ}提示し、^{せいかつほご}生活保護を受けている旨を^{むね}話してから^{はな}受診し^{じゅしん}てください。

^{じゅきゅうしょう}「受給証」で^{じゅしん}受診した場合は、^{ばあい}後日必ず^{ごじつかなら}医療券の^{いりょうけん}交付を受け、^{こうふ}指定医療機関へ^う提出^{していりょうきかん}してください。

^{じゅきゅうしょう}「受給証」は^{まいとし}毎年^{よくとし}4月1日から^{ゆうこう}翌年3月31日まで有効です。

^{まいとし}毎年^{ちゅうじゅんごろ}4月中旬頃^きの^か切り替えの^{じき}時期になりましたら、^{あた}新しい^{じゅきゅうしょう}「受給証」が^{ゆうそう}郵送されますので、^{だいじ}大事に^{ほかん}保管してください。

^{ねんどとちゅう}年度途中に^{せいかつほご}生活保護が^{かいし}開始になった人は、^{ひと}地区^{ちくたんとういん}担当員（ケースワーカー）より^{じゅきゅうしょう}「受給証」の^{こうふ}交付を受けてください。

14. 医療機関の受診について

生活保護を受けている人が医療（扶助）を受けられるのは次の場合です。

- ★ 指定医療機関における診療・薬剤等
- ★ 指定助産機関における助産
- ★ 指定施術機関における施術

- ㊦ 柔道整復（整骨院・接骨院）
- ㊧ あん摩・マッサージ
- ㊨ はり・きゅう

医師の同意が必要な
場合があります。

		施術内容	医師の同意
㊦	柔道整復	打撲または捻挫の手当	不要 — いない
		脱臼または骨折の手当	必要 — いる
		※ただし、応急手当の場合	不要 — いない
㊧	あん摩・マッサージ	すべて	必要 — いる
㊨	はり・きゅう	すべて	必要 — いる



単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術や疲労回復や慰安を目的としたもの、疾病予防等

は支給対象にはなりません。

つぎ ひょう せいかつほご きゅうふ ばあい かなら じぜん ちくたんとういん
※次の費用は、生活保護で給付できる場合がありますので、必ず事前に地区担当員

(ケースワーカー)に相談してください。

いそうひ 移送費

びょういんとう つういん にゅういん たいいん てんいん こうつうひ
病院等への通院・入院・退院・転院などで交通費がかかるとき

ちりょうざいりょうひ 治療材料費

めがね ひつよう いし いけん ひつよう
眼鏡やコルセットなどを必要とするとき（医師の意見が必要です）

せじゅつ ひょう 施術のための費用

じゅうどうせいふく ま いちぶ ばあい のぞ
「柔道整復」「あん摩・マッサージ」「はり・きゅう」については、一部の場合を除いて

いし どうい ひつよう じぜん ちくたんとういん そうだん
医師の同意が必要です。事前に地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。



草加せんべいマスコット パリポリくん

15. 介護サービスが必要なとき

(1) すでに介護サービスを受けている方、これから介護サービスを必要とする方は、
地区担当員（ケースワーカー）に連絡してください。

(2) 介護サービスを受けるには、要介護認定などを受ける必要がありますので、
地区担当員（ケースワーカー）に相談して手続きをしてください。

(3) 介護サービスが必要となった場合、ケアマネジャーに利用計画（ケアプラン）を
立ててもらってください。その利用計画に基づき、福祉事務所が介護扶助の決定を
します。

※ 40歳以上65歳未満の方で、障害者総合支援法による給付が受けられる場合は、
障害福祉サービスの利用が優先されます。

16. 地区担当員（ケースワーカー）とは

(1) 生活保護受給中は、定期的な家庭訪問等により、生活の様子や健康状態等についてお聞きし、担当のケースワーカーがあなたと一緒に保護を受けているご家族からの相談を受け、支援していきます。秘密は守りますので、困ったことや分からないことなどがある場合は相談してください。

(2) 生活保護を受給しているあなたからの届出や申請を受け、生活保護費の計算をおこないます。

※ただし、アパートの保証人や入院時の身元引受人等になることはできません。



《 注 意 》

生活保護の利用を開始すると、地区担当員（ケースワーカー）が定期的にご自宅を訪問し、相談に応じるとともに、生活の変化に応じて適正に保護の内容を決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。また、自立した生活を送ることができるよう支援します。

※生活保護を受給中は生活実態を把握する必要があるため、基本的にはケース

ワーカーの家庭訪問を断ることができません。

ちくたんとういん
あなたの地区担当員（ケースワーカー）は

ねんど
年度は

です。

ねんど
年度は

です。

ねんど
年度は

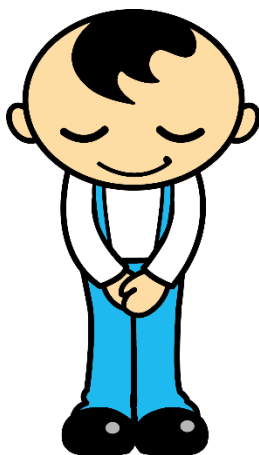
です。

せつめい き ひ
説明を聞いた日

れいわ
令和

ねん
年

がつ
月



草加せんべいマスコット パリポリくん

しょうざいち ゆうそうさき
【所在地・郵送先】

〒340-8550

そうかしだかさごいちちようめ ばん ごう そうかしやくしよ ほんちようしゃにしとう かい
草加市高砂一丁目1番1号 草加市役所 本庁舎西棟2階

そうかしふくしじむしよ せいかつしえんか
草加市福祉事務所（生活支援課）

でん わ ちよくつう
【電 話】 048-922-1245 （直 通）

048-922-0151 だいひよう
（代 表）

かいちようじかん へいじつ ごぜん じ ふん ご ご じ
【開庁時間】 平日 午前8時30分から午後5時

せいかつ ほ ご そうかし ほ ー む ペ ー じ けいさい
※「生活保護のしおり」については、草加市のホームページにも掲載してあります。

せいかつ ほ ご せいかつしえん かまどぐち はいふ
「生活保護のしおり」は、生活支援課窓口で配布しています。